

新型コロナ感染回復後の競技会参加ガイドライン

2021年10月1日改定

JDC 感染対策委員会作成

新型コロナに感染し、療養回復後どの時点から競技会へ参加できるかの指針を以下に記します。これは選手、主催者役員、観客、外部業者等競技会に参加する全ての人を対象とします。

- 1、基本は下記「厚生労働省解除基準」とする。
- 2、上記1の基準が14日間に満たない場合は、その期間を14日間とする。
- 3、上記1、2の基準を満たすが、咳、倦怠感、息苦しさ等の後遺症がある場合は、参加について事前に主催者（競技会主管総局）に相談する。

厚生労働省解除基準（要約）

- 1、人口呼吸器等による治療を行わなかった場合（軽症・中等症）
 - ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査（又は抗原定量検査）で陰性を確認された場合
- 2、人口呼吸器等による治療を行った場合（重症）
 - ① 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（※ただし発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じる）
 - ② 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査（又は抗原定量検査）で陰性が確認された場合
- 3、無症状病原体保有者の場合
 - ① 発症日から10日間経過した場合
 - ② 発症日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査（又は抗原定量検査）で陰性が確認された場合

※発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係わる検体採取日とする。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

※人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

<自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準>

重症化のリスク要因（高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有さない場合に、医師の判断により、宿泊施設での療養や自宅療養とされた場合にも、医療機関に入院した場合と同様の基準で療養の終了が可能です。

以上